

令和 7 年度奈良県入浴料金協議会議事概要

1. 日時 令和 7 年 10 月 28 日（火） 午前 1 0 時～ 1 1 時 1 5 分
2. 場所 奈良県庁第 1 会議室
3. 出席委員 安橋正人、磯貝延宏、大中晴人、艸香和子、
森田和子、森本恵子、山崎美隆、山本勝 （敬称略、五十音順）
4. 会議

（1）開会

（2）会議の成立について

委員定数 8 名全員が出席していることから、奈良県公衆浴場入浴料金協議会規則第 5 条第 2 項に基づき、協議会の成立を確認。

（3）会議の公開・非公開について

「審議会等の会議の公開する指針」で定められているとおり、審議会等の会議は原則として公開するものであるが、本審議では、奈良県情報公開条例第 7 条第 3 号ア「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当することから、非公開が妥当であると事務局より報告し、会長が委員に会議の非公開について諮ったところ、全員異議なく承認。

（4）議事

事務局から公衆浴場入浴料金統制額の改定案（下記）及び改定の経緯等について説明し、続いて、山崎委員より公衆浴場の経営実態等について説明があった。

それを受け、公衆浴場入浴料金統制額について協議され、委員より、行政からの公衆浴場・公衆浴場利用者への補助、公衆浴場営業者の経営、利用人数の増加に関する取組みについて質問があり、事務局及び山崎委員より説明を行った。また、諸処の物価が高騰していることから、値上げは仕方ないが、地域の利用者のコミュニケーションを取る場として、経営を続けてほしいとの意見があった。

最終的に、協議会として令和 5 年に現行統制額が定められた後も、社会情勢の変化により燃料費をはじめとした諸処の物価が、高騰し続けている状況であり、公衆浴場の経営を圧迫していることを踏まえ、統制額の改定はやむを得ないものと判断した。

大人（12 歳以上の者）	： 5 3 0 円
中人（6 歳以上 12 歳未満の者）	： 2 0 0 円
小人（6 歳未満の者）	： 1 0 0 円

（5）閉会